

◎エキストラの招聘取りやめに伴う費用の支出について

令和4年1月10日

団員総会申し合わせ

倉敷管弦楽団規約施行細則（以下「細則」という。）第12条第3項に規定するエキストラの招聘取りやめに伴う費用の支出については、次のとおり取り扱う。

【出演謝礼】

招聘取りやめの時期	支出できる額
演奏会当日の30日前から8日前まで	細則第12条第2項に規定する演奏会当日の額の50%
演奏会当日の7日前から前日まで	細則第12条第2項に規定する演奏会当日の額の70%
演奏会当日	細則第12条第2項に規定する演奏会当日の額

【交通費及び宿泊費】

招聘取りやめの時期	支出できる額
随時	当該エキストラが鉄道及び宿泊の解約に要した額

※出演謝礼の支出できる額については、役員会での協議により決定した。

※招聘取りやめに係る支出については、演奏会出演の準備に対する謝礼として整理し、通常のエキストラに対する費用の支出と同様に源泉徴収及び所定の調整を行う。（手取契約）

【参照】

タックスアンサー：No. 2792 源泉徴収が必要な報酬・料金等とは

「2 報酬・料金等の源泉徴収を行う場合の注意事項の（2）」

→ 謝礼、研究費、取材費、車代などの名目で支払われていても、その実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象になります。しかし、報酬・料金等の支払者が、直接交通機関、ホテル、旅館等へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費などを支払った場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。

—以上—